

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項の規定に基づく地方公共団体実行計画)

地球温暖化対策実行計画

令和5年度 ～ 令和12年度

月新水道企業団

令和5年 3月策定

令和5年12月一部改訂

目 次

第1章 基本的事項	1
1 計画目的	1
2 基準年度・計画期間・目標年度	1
3 対象範囲	1
4 対象とする温室効果ガス	1
第2章 温室効果ガス排出の現状及び削減目標	2
1 基準年度の対象燃料等使用量	2
2 使用する排出係数	2
3 基準年度の二酸化炭素の総排出量	2
4 削減目標	3
第3章 具体的な取り組み	4
1 温室効果ガス排出量の削減に直接的な効果がある取り組み	4
2 温室効果ガス排出量の削減に間接的な効果がある取り組み	4
第4章 計画の進行管理	5
1 推進体制	5
2 役割分担	5
3 評価の点検及び評価	5
4 計画の見直し	5
5 進捗状況の公表	5

第 1 章 基本的事項

1 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。)第21条第1項の規定に基づき(一部事務組合等の地方公共団体の組合についても、地方自治法第292条に基づき、都道府県又は市町村の規定を準用)、都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画(以下「実行計画」という。)として策定するものです。

月新水道企業団(以下「企業団」という。)の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガスの排出抑制に向けた取り組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

2 基準年度・計画期間・目標年度

本計画の基準年度については、国は平成25年度(2013年度)を推奨しておりますが、企業団では平成27年度(2015年度)に浄水場でのリース契約された除雪機械の本格稼働により、対象燃料等使用量が増加していることから、現在の稼働状況に近い平成27年度を基準年度にすることとし、計画期間を令和5年度(2023年度)から令和12年度(2030年度)と設定し、目標年度については令和12年度とします。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化に伴い、計画の中間年度(概ね4年)に、必要に応じて見直しを行います。

3 対象範囲

実行計画は、企業団が行う全ての事務及び事業とします。

4 対象とする温室効果ガス

実行計画では、地球温暖化対策推進法の対象とする温室効果ガスのうち、国内における排出量全体の割合が高いとされている二酸化炭素(CO₂)を対象として取り組みを推進していきます。

第 2 章 温室効果ガス排出の現状及び削減目標

1 基準年度の対象燃料等使用量

基準年度における企業団の各対象燃料等使用量は、次のとおりです。

図表 1 基準年度の対象燃料等使用量

対象燃料等の種類	単位	使用量	備考
電力	kWh	303,515	
ガソリン	ℓ	2,239	
軽油	ℓ	1,217	
灯油	ℓ	7,904	
液化石油ガス（LPG）	kg	4	1 m ³ = 2.18kg

※小数点以下切捨て

2 使用する排出係数

企業団で使用している対象燃料等使用量から温室効果ガスの総排出量の算定を執り進めるにあたり、基準年度とした平成 27 年度における各対象燃料等の使用実績に環境省で定める次の二酸化炭素排出係数を乗じて算定することとしました。

【算定方式】

温室効果ガス排出量 = ①活動量 × ②排出係数

① 活動量 … 対象燃料等使用量

② 排出係数 … 施行令に定められた排出係数

(単位 : kg-CO₂/L)

対象燃料等の種類	排出係数	対象燃料等の種類	排出係数
電力（※）	0.683	灯油	2.489
ガソリン	2.322	LPG	2.999
軽油	2.585	※電力は平成 27 年度算定用数値	

3 基準年度の二酸化炭素の総排出量

基準年度における二酸化炭素総排出量は、235,327 kg-CO₂です。また、排出要因別では電力が最も多く約 88% を占め、次いで灯油が約 8%

となっており、これらが全体の約 96% を占めています。

図表 2 基準年度の二酸化炭素排出量及び排出要因割合

対象燃料等の種類	二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)	割合 (%)
電力	207,300	88.1
ガソリン	5,198	2.2
軽油	3,145	1.3
灯油	19,673	8.4
LPG	11	0.0
合計	235,327	100.0

4 削減目標

国の地球温暖化対策計画では、温室効果ガスの削減目標を令和12年度には平成25年度比で46%削減を目指し、さらに高みに向けて挑戦を続けることを表明しております。そのうち、水道事業におけるCO₂排出削減目標は、国の地球温暖化対策計画において「水道事業における省エネルギー・再生エネルギー対策の推進等」では、平成25年度比で約5%の削減目標を掲げております。

当企業団の排出する温室効果ガスの多くは、住民の日常生活や産業活動などの基盤となる重要な上水道供給のためのポンプ運転による電力の消費となっております。国の水道事業における削減目標は令和3年度時点で達成できていることを考慮して、大幅な削減はできませんが、可能な限りエネルギー消費削減に向けた情報収集や検討を進め、省エネルギーの措置を推進していくこととし、基準年度比で15%（年1%）削減を目標に設定することとします。

図表 3 目標年度における削減目標値

年 度	二酸化炭素排出量	削減目標
基準年度（平成27年度）	235,327 kg-CO ₂	—
目標年度（令和12年度）	200,027 kg-CO ₂	15%
参考年度（令和3年度）	204,809 kg-CO ₂	13%

※参考年度の削減目標欄は実績値

第3章 具体的な取り組み

1 温室効果ガス排出量の削減に直接的な効果がある取り組み

区 分	内 容
施 設 設 備	<ul style="list-style-type: none">・ 漏水防止対策を推進して有収率の改善に努めます。・ 設備更新時には、高効率や省エネ対応機器の積極的な導入に努めます。・ 効率的な浄水施設の運転に努めます。
照 明	<ul style="list-style-type: none">・ 支障の出ない範囲で照明の個別点灯や間引き点灯を行います。・ 昼休みや時間外は不必要箇所の消灯を行います。・ 屋外照明の点灯箇所や点灯時間の調整を行います。・ 高効率照明器具（LED等）への切り替えを行います。
暖 房	<ul style="list-style-type: none">・ 暖房の適正な温度管理に努めます。・ ナチュラル・ビズ・スタイルを推進します。
公 用 車	<ul style="list-style-type: none">・ 公用車の使用効率化やエコドライブを実践して、ガソリンの使用量の削減に努めます。・ 公用車を更新する際には、低公害車（ハイブリット車等）又は低燃費車の導入に努めます。

2 温室効果ガス排出量の削減に間接的な効果がある取り組み

区 分	内 容
用 紙	<ul style="list-style-type: none">・ 両面印刷や裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努めます。・ デジタルデータを活用し、印刷枚数の低減に努めます。・ リサイクル用紙の購入に努めます。
事 務 用 品	<ul style="list-style-type: none">・ エコマーク対象製品等の環境に配慮した製品の購入に努めます。・ 詰替やサイクル可能な消耗品の購入に努めます。
ごみの減量・ リサイクル	<ul style="list-style-type: none">・ ごみと資源の分別を徹底します。・ 古紙回収を利用し、紙のリサイクルに努めます。・ 使い捨て製品の購入を極力減らし、ごみの減量化に努めます。

第4章 計画の進行管理

1 推進体制

事務局を総務会計係に置き、実行計画を工務係と連携して実行し、企業団内部での打合せ等の議案として報告及び協議を経て全職員での合意形成を図り、温室効果ガスの総排出量削減を目的とした取り組みを推進します。

2 役割分担

総務会計係	<ul style="list-style-type: none">・ 全体の統括に関すること。・ 企業団職員への周知及び意識啓発に関すること。・ 計画の公表に関すること。
工務係	<ul style="list-style-type: none">・ 計画に係るデータの収集及び集計等に関すること。・ 施設に係る地球温暖化対策に関する施策の策定及び推進に関すること。

3 計画の点検及び評価

実行計画の進捗状況を把握するため、温室効果ガスの排出量や取り組みの実施状況について点検及び評価を行い、また、評価については職員に周知し、取り組みの実施を啓蒙します。

4 計画の見直し

実行計画の円滑な推進を図るため、点検及び評価の結果や取り組みの進捗状況などから必要に応じて計画の見直しを行います。

5 進捗状況の公表

実行計画の進捗状況については、企業団ホームページで公表します。